

# FAX SHEET

林弘法律事務所  
山中 様

TEL : 06-6364-8525

FAX : 06-6364-4816

厚生労働省 社会・援護局  
保護課 保護係

堀

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

代表 : 03-5253-1111(内2826)

FAX : 03-3592-5934

information:

送付枚数(このページを含まない): 3 枚

平成 31 年 2 月 19 日

MEMO: 平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡  
「生活保護問答集について」(抜粋)

お世話になっております。  
ご依頼の通知をFAXにて送付させていただきます。  
よろしくお願い致します。

参考（改正後全文）

事務連絡

平成21年3月31日

（最終一部改正：平成30年9月4日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

### 生活保護問答集について

生活保護行政の運営については、従前より「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日発社第123号）等により、その取扱いを示してきたところであるが、今般、生活保護行政の適切な運営という観点から、別添のとおり新たに問答集を作成したところであるので、貴管内実施機関に対し周知するとともに、本問答集を活用し、保護の適切な運営に積極的に取り組まれない。

本問答集は、法律、実施要領等の解釈を中心に作成したものであり、各自治体から寄せられた具体的事例を引用しているものもあるが、多くはそれにまつわる諸々の条件の中から主要と思われる条件のみを抽出し、一般化して問答を設定している。これらの問答は、あくまで保護の実施機関が判断し決定を下すに当たっての考え方を示したものにすぎず、個々の事例についての判断は、実際に発生した具体的事実に基づいて行うべきものである。

このため、本問答集の活用にあたっては下記の事項に留意の上、保護の実施に遺漏のないよう配慮されたい。（以下略）

## 第13 その他

(該当部分抜粋)

別添

### 1 保護費の返還、徴収等

(問13-6)〔費用返還と資力の発生時点〕

次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。

- (1) 障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合
- (2) 被保護者が財産を相続することとなったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合。
- (3) 自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合
- (4) 保護開始前の災害等に対する補償金、保険金等を受領した場合
- (5) 開始時において保有を容認されていた資産(土地等)が保有を否認された場合
- (6) 離婚訴訟等に伴い慰謝料等を受領した場合

〔参照〕昭和47年12月5日社保第196号保護課長通知  
課第3-22

(答)

- (1) 国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。

このように、社会保険庁へ裁定請求した日又は裁定があった日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要票によって資力の発生時点を変えることはできないこととなる。

なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。

- (2) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第909条)とされている。

したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。

- (3) 自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものとして取り扱うこととなる。

しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。

自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を経済力の発生時点としてとらえることになる。

これに対し、公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することとなるので、交通事故の場合とは経済力の発生時点を異にすることとなる。

- (4) 保護開始前の災害等により補償金（損害賠償金を除く。損害賠償金は上記（3）の公害等の場合と同様に取り扱うこととなる。）、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より保障金請求権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より経済力があるものとして返還額決定の対象となる。

- (5) 保護開始時において保有が容認された資産（土地等）については、保有が容認されている限りは、法第63条の「経済力があるにもかかわらず」の要件に該当しない状態にあると言える。

しかしながら、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合、ケース診断会議において処分指導が適当と認められた場合等、保有を否認された時点以降は、当該資産は活用すべき資産となり、法第63条にいう経済力の発生があったものとして取り扱うこととなる。

具体的には、文書により資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降の保護費が返還額決定の対象となる。

なお、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合の取扱いは課第3の22により別途定められているので留意されたい。

- (6) 離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第63条に基づく返還額決定の対象となる経済力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点ととらえる必要がある。

したがって、保護開始時において調停、審判、訴訟等が継続中の場合は、慰謝料請求権が確定した時点から経済力が発生することとなるため、その時点以降収入認定をすれば足りることとなる。

なお、ここで子供の養育料等の支払がある場合は、扶養義務者による扶養であるので、将来にわたって収入認定をすることとなる。扶養義務者による扶養は、法第4条第1項にいう利用し得る資産等には該当せず、生活保護に優先して行われるべきものであるが、そもそも法第63条の返還額決定の対象とはなり得ないのである。

以上、具体的に法第63条の費用返還額の決定における経済力の発生時点のとりえ方を説明してきたが、いずれにせよ法第63条の適用に当たっては、上記の事例の他、国民健康保険加入者が医療費を必要とする場合、他法他施策等を活用した場合には高額療養費の自己負担限度額までの借入れで済むものが、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となること等を説明し、適正な債権管理が行われるように対応する必要があると言えよう。